

平成27年稲敷市農業委員会第7回総会

〔7月24日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 制限除外の農地の移動届出について
日程 5 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
日程 6 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 7 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 8 農地改良協議に対する同意について
日程 9 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号

出席委員

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 古澤真和君 | 17番 | 坂本富男君 |
| 2番 | 遠藤一行君 | 18番 | 濱田昭一君 |
| 3番 | 高須一郎君 | 19番 | 横田悌次君 |
| 4番 | 加納昭君 | 20番 | 宮本善助君 |
| 5番 | 根本脩君 | 21番 | 飯塚恒雄君 |
| 6番 | 小貫和子君 | 22番 | 篠崎惣壽君 |
| 7番 | 吉岡一仁君 | 23番 | 澤邊雅之君 |
| 9番 | 松田守君 | 24番 | 野口克行君 |
| 10番 | 村山文雄君 | 25番 | 篠崎文夫君 |

11番	関口邦子君	26番	山下恭一君
12番	山口幸一君	27番	飯沼喜見古君
13番	森田康君	28番	墳本典勇君
14番	木内昌秀君	29番	松本文雄君
15番	坂本雅美君	30番	足立久美子君
16番	宮本昇君	31番	黒田仁君
		32番	川島昇君

欠席委員

8番 山本陽子君

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	油原雅人
農業委員会事務局主査	宮本昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 6月29日（月） 第8次土地改良5カ年計画策定に係る意見交換会
 於 土浦市 茨城県県南農林事務所
 出席者 加納 昭会長、森川春樹局長
- 7月1日（水） 平成27年度茨城県市農業委員会総会
 於 日立市 茨城県国民宿舎「鵜の岬」
 出席者 加納 昭会長、森川春樹局長
- 7月7日（火） 平成27年度茨城農業革新推進大会
 於 水戸市 茨城県民文化センター
 出席者 加納 昭会長、高須一郎会長職務代理
 横田悌次委員、山口幸一委員、篠崎惣寿委員
- 7月8日（水） 平成27年度農業委員会県南連絡協議会
 於 土浦市 土浦市新治地区公民館
 出席者 加納 昭会長、森川春樹局長

7月11日(土) 平成27年度稲敷市認定農業者連絡協議会総会
於 稲敷市役所桜川庁舎
出席者 加納 昭会長

7月16日(木) 第419回常任議員会議
於 水戸市 茨城県市町村会館
出席者 加納 昭会長、森川春樹局長

午後3時開会

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは、ただいまから、平成27年7月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしく願いをいたします。

○議長(加納 昭君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしく願いいたします。

本日の出席委員は、31名です。欠席委員は8番、山本陽子委員の1名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長(加納 昭君) 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、12番、山口幸一委員、13番、森田 康委員の両名を指名いたします。

日程 1 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長(加納 昭君) それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」

を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、稲波字西区、田、1筆、4,958平方メートルでございますが茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権の移転を行うものでございます。

受理番号2番、甘田字東ほか3地区、田、10筆、30,604平方メートルでございますが、これも同じく茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権の移転を行うものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）

続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から受理番号2番までを一括してご報告いたします。

本届出は被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作をしており、農業委員会による、あっせん等の希望は、ないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 4 報告第3号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）

続きまして、報告第3号、「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）3ページをお開き願います。

報告第3号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字小角、畑2筆、95平方メートルでございますが、農業用倉庫として使用するため届出があったものでございます。農地法施行規則第32条第1号の規定に基づくものでございます。

次に受理番号2番、結佐字上結佐、畑、1筆、143平方メートルでございますが、農機具置場として使用するため届出があったものでございます。農地法施行規則第32条第1号の規定に基づくものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）4ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転4件、競売による所有権移転1件、贈与による所有権移転2件、合計7件でございます。

受理番号1番、稲波字西区、田1筆、4,958平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりです。

受理番号2番、甘田字東ほか3地区、田10筆、30,604平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりです。

受理番号3番、上馬渡字小路口屋敷畑、田1筆、1,745平方メートルについてでございますが、水戸地方裁判所竜ヶ崎支部が行った不動産競売において最高価申込者となったものであります。受人には6月総会で買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。

受理番号4番、寺内字五斗蒔ほか1地区、畑2筆、456平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため譲り受けるものでございます。

5ページをお開きねがいます。

受理番号5番、椎塚字三田谷、田1筆、畑1筆、1,786平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため譲り受けるものでございます。

受理番号6番、清久島字清久島ほか1地区、田10筆、畑1筆、12,113平方メートルについてでございますが、受人が祖父より受贈するものでございます。

受理番号7番、境島字川脇、田2筆、1,888平方メートルでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

以上7件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第1号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございますが、調査委員の調査報告をお願いいたします。なお、受理番号1番から2番は、茨城県農林振興公社の案件です。及び受理番号3番は買受適格証明書交付時に審査済みですので調査報告を省略いたします。受理番号4番について、古澤真和委員より報告願いたいいたします。

○1番（古澤真和君）1番、古澤です。受理番号4番について報告いたします。さる7月21日、川島 昇委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、軽トラック1台、耕運機1台、他は委託をしております。農作業従事日数は、210日であります。経営面積58アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号5番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○22番（篠崎惣壽君）22番、篠崎です。受理番号5番について報告いたします。7月22日に飯沼委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、水稻栽培をしている農業者です。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積38アールであります。今回購入と合せると56アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議を願いたいいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号6番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君）17番、坂本です。受理番号6番について報告いたします。7月19日に木内委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻並びに会社役員でございます。農業者として水稻を栽培する農業者であり

ます。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、あと、刈り取りと調整は清久島のライスセンターに委託をしております。農作業従事日数は60日ではありますが、同一世帯員の作業日数220日であります。その点よろしくお願ひします。経営面積は636アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしく審議を願ひいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号7番について、私、加納より報告いたします。7月19日に関口委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻、サツマイモ、ゴボウ等を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、耕運機1台、田は一部、作業委託をしております。農作業従事日数は240日であります。経営面積は404アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり、間違いはなく、許可相当と考えられます。また、行方市農業委員会より、平成27年6月22日付で、耕作証明書が発行されております。よろしくご審議を願ひいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）6ページをお開き願ひます。

議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字豆薬師、畑4筆、585平方メートルについてでございますが、申請人が資材置場用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり

り、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、六角字壱番割、田1筆、649平方メートルについてでございますが、申請人が既に車庫・物置・資材置場用地として利用していたものの追認申請をするものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、桑山字稻荷前、田1筆、749平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

7ページをお開き願います。

受理番号4番、幸田字上阿らく、畑5筆、1,579平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場用地に転用するものでございます。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番、幸田字宮、畑1筆、1,024平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号6番、古渡字上宿、畑1筆、366平方メートルについてでございますが、申請人が料理教室用地に転用するものでございます。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号7番、高田字山中、畑3筆、1,226平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○30番（足立久美子） 30番、足立です。受理番号1番について、さる22日、松田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号2番について、木内委員より報告をお願いいた

します。

○14番（木内昌秀君） 14番，木内です。受理番号2番について，さる22日，加納委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり，間違いはなく，既に車庫、物置、資材置場の用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものと考えられます。申請書類の確認もしましたが間違いありませでした。以上のことから報告書のとおり，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に，受理番号3番について，飯沼委員より報告をお願いいたします。

○27番（飯沼喜見古君） 27番，飯沼です。受理番号3番について，さる22日，篠崎委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，太陽光発電事業施設用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に，受理番号4番から5番について，飯塚委員より報告をお願いいたします。

○21番（飯塚恒雄君） 21番，飯塚です。受理番号4番、5番について報告いたします。さる21日，森田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり，間違いはなく，それぞれ，駐車場用地、太陽光発電事業施設用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もいたしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に，受理番号6番について，野口委員より報告をお願いいたします。

○24番（野口克行君） 24番，野口です。受理番号6番について報告いたします。さる22日，坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり，間違いはなく，料理教室用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に，受理番号7番について，篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○22番（篠崎惣寿君） 22番，篠崎です。受理番号7番について，さる22日，飯沼委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり，間違いはなく，太陽光発電事業施設用地として利用するものであり，周辺農地にも迷

惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 7 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 8ページをお開き願います。

議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付3件でございます。

受理番号1番、2番、幸田字仕立洲、田2筆、62平方メートルと59平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、江戸崎字小角、畑1筆、797平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。以上で、議案第3号 の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○21番（飯塚恒雄君） 21番、飯塚です。受理番号1番と2番について報告をいたします。さる21日、森田委員、坂本委員それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いま

した。調査の結果は事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号3番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○26番（山下恭一君）26番、山下です。受理番号3番について、さる22日、横田委員と松田委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 8 議案第4号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。なお、議事参与の制限規定に遠藤一行委員が該当いたしますので、2番、遠藤一行委員の退席を求めます。

〔遠藤一行委員退出〕

○議長（加納 昭君）事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）9ページをお開き願います。

議案第4号「農地改良協議に対する同意について」でございます。平成27年7月3日受理、中山字後畑、畑1筆、794平方メートルの内、490平方メートルについて、畑の嵩上げの為の農地改良協議でございます。隣地より水が流れ込むため、市内の業者に搬入を依頼し、自らが所有する山林で採取した山砂98立方メートルで申請地を20センチメートル埋め立てる計画でございます。以上で議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで事務局の説明を終わります。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより、議案第4号、「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。
本案は、申請のとおり、同意することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審査が終了しましたので、2番、遠藤一行委員の入室を許可いたします。

〔遠藤一行委員入室〕

日程 9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしくお願ひします。

10ページをお開きください。

議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、2件、12筆、39,924平方メートルについての利用権の設定です。

受理番号1番、堀川字草切ほか2地区、田、現況田を含む7筆、26,999平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が10年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積853アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数190日の認定農業者です。

受理番号2番、甘田字東ほか1地区、田5筆、12,925平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が10年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積749アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数250日の農業者です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成27年7月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

午後3時40分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ⑩

12番委員 山 口 幸 一 ⑩

13番委員 森 田 康 ⑩